JSPO 公認アスレティックトレーナー(JSPO-AT)資格更新要件の改定に伴う移行措置

資格有効期限		要件 1 必要単位の取得	要件 2 一次救命処置(BLS)資格の保持
2025 年	9 月 30 日の方	■2025 年 3 月 31 日時点での旧要件での実績に応じて、新要件のカテゴリーC「JSPO が認める国内での研修」の 10 単位又は 5 単位として、JSPO が単位を付与する。 ○ 旧要件 A の実績：新要件「学術団体主催の学会等」として 10 単位 ○ 旧要件 B の実績：新要件「都道府県 AT 協議会等主催の研修会」として 5 単位	■2025 年 3 月 31 日時点で、旧要件 A に定める更新研修の受講実績がある場合は、2025 年 3 月 31 日以前に受講した研修受付時での BLS 資格の修了証または認定証の提示によって、要件 2 を満たすものとして取り扱う。
2026 年 ～ 2028 年	3 月 31 日の方 9 月 30 日の方	■2025 年 3 月 31 日時点での旧要件での実績に応じて、新要件のカテゴリーC「JSPO が認める国内での研修」の 10 単位又は 5 単位として、JSPO が単位を付与する。 ○ 旧要件 A の実績：新要件「学術団体主催の学会等」として 10 単位 ○ 旧要件 B の実績：新要件「都道府県 AT 協議会等主催の研修会」として 5 単位 ■2025 年 4 月 1 日から初回の更新登録時までの旧要件での実績に応じて、新要件のカテゴリーC「JSPO が認める国内での研修」の 10 単位又は 5 単位として取り扱う。 ○ 旧要件 A の実績：新要件「学術団体主催の学会等」として 10 単位 ○ 旧要件 B の実績：新要件「都道府県 AT 協議会等主催の研修会」として 5 単位	■2025 年 3 月 31 日時点で、旧要件 A に定める更新研修の受講実績がある場合は、2025 年 3 月 31 日以前に受講した研修受付時での BLS 資格の修了証または認定証の提示によって、要件 2 を満たすものとして取り扱う。 ■2025 年 3 月 31 日時点で、旧要件 A に定める更新研修の受講実績がない場合は、要件 2 を満たす必要がある。
2029 年	3 月 31 日の方	完全適用 （2025 年 4 月 1 日～2028 年 9 月 30 日までに要件 1・2 を満たす必要がある）	

資格有効期限が 2025 年 3 月 31 日以前の方であっても、当該期限での更新手続きが完了せず、更新登録手続きが 2025 年 10 月 1 日付以降になる場合は、更新のタイミングごとに上記の移行措置を適用します。